宮 介 第 ５ ６ ４ 号
令 和 ４ 年 ９ 月 ２ ２ 日

各高齢者施設・事業所　管理者　様

宮崎市福祉部介護保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「医療緊急警報」への移行に伴う要請について（依頼）

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり文書が出されましたので、送付いたします。

つきましては、通知内容を確認いただき、高齢者等への感染拡大を防止するため、引き続き御理解と御協力をお願いします。

また、関連資料を宮崎市ホームページに掲載しておりますので、ご確認いただきますよう併せてお願いいたします。

【掲載場所】宮崎市ＨＰホーム画面
↳ 新型コロナウイルス全般に関すること
↳ 事業者向け情報
↳ 介護保険事業・老人福祉施設等の感染対策について

※本文書は各サービス毎に送信しているため、複数回送信されていることがありますのでご了承ください。

〈以下、県通知文書〉

２ ４ ３ － １ ６ １ ９
令和４年９月２１日

各高齢者施設・事業所　管理者　様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長
（ 公 印 省 略 ）

「医療緊急警報」への移行に伴う要請について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいており感謝申し上げます。

さて、令和４年８月１１日から県下全域に「医療非常事態宣言」が発令されておりましたが、新規感染者の減少が続く中、病床使用率は３０％を下回る水準まで安定的に低下し、医療提供体制への負荷が軽減されている状況を踏まえ、９月２２日から「医療緊急警報」へ移行することとなりました。

つきましては、高齢者等への感染拡大を防止するため、下記のとおり要請することとなりましたので、御理解と御協力をお願いします。

記

１　要請期間

令和４年９月２２日（木）から当面の間

※終期は医療のひっ迫状況等を見極めて判断

2　要請内容

(1) 面会について

緊急やむを得ない場合を除き対面での面会を制限し、ガラス越しやオンラインでの面会をお願いします。

＜参考＞高齢者施設における面会の取扱い

警報区分	目　安 (病床使用率)	面会の取扱い
警報なし	―	○感染防止対策を徹底の上、最小限の人数で面会実施 ※令和３年 11 月 24 日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」に基づく対応
医療警報	15%	
医療緊急警報	**25%**	**○緊急やむを得ない場合を除き、対面での面会を制限 （ガラス越しやオンラインでの面会）**
医療非常事態宣言 まん延防止等重点措置	50%	

(2) 会食について

会食は、家族などいつも一緒にいる身近な人とお願いします。

(3) 健康管理の徹底について

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状（咳、咽の痛み・違和感など）であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、早期に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。